

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	児童福祉法			法令番号	昭和22年第164号			
手続名	児童福祉施設の廃止承認			根拠条項	第35条第12項			
審査基準	児童福祉法施行規則第38条の規定を満たすとき							
受付機関	障害福祉課	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	45日	目次 No.
						標準経由期間	日	